

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

筑西市水道課から大切なお知らせ

**2019年10月1日から  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**更新がなされない場合は失効となります**。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、文書にて通知します。

## ●更新申請に必要な書類

- ・**指定申請書**
- ・**誓約書**
- ・**給水装置工事主任技術者選任届出書**
- ・**機械器具調書**及び**機械器具の写真**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人) 又は **住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (免状又は**技術者証**等)
- ・**事業所の案内図**及び**写真**

●指定更新手数料 1件につき、**10,000円**

## ●指定更新の要件は新規指定と同様です。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3(指定の基準)を準用

## ◎指定更新申請時に3項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは  
筑西市 上下水道部 水道課  
TEL:0296-22-0502